

資料編



資料 1 母子保健の現状と課題

本市では、昭和 50 年度から母子保健ケアシステムを発足させ、「健康で丈夫な赤ちゃんを産み育てるため」に、3つの基本指針（①健康づくりのために②健康管理のために③子育て支援のために）で母子保健事業を推進し、平成 8 年に、これらの活動の分析・評価から課題を明らかにして、逗子市母子保健計画を策定しました。

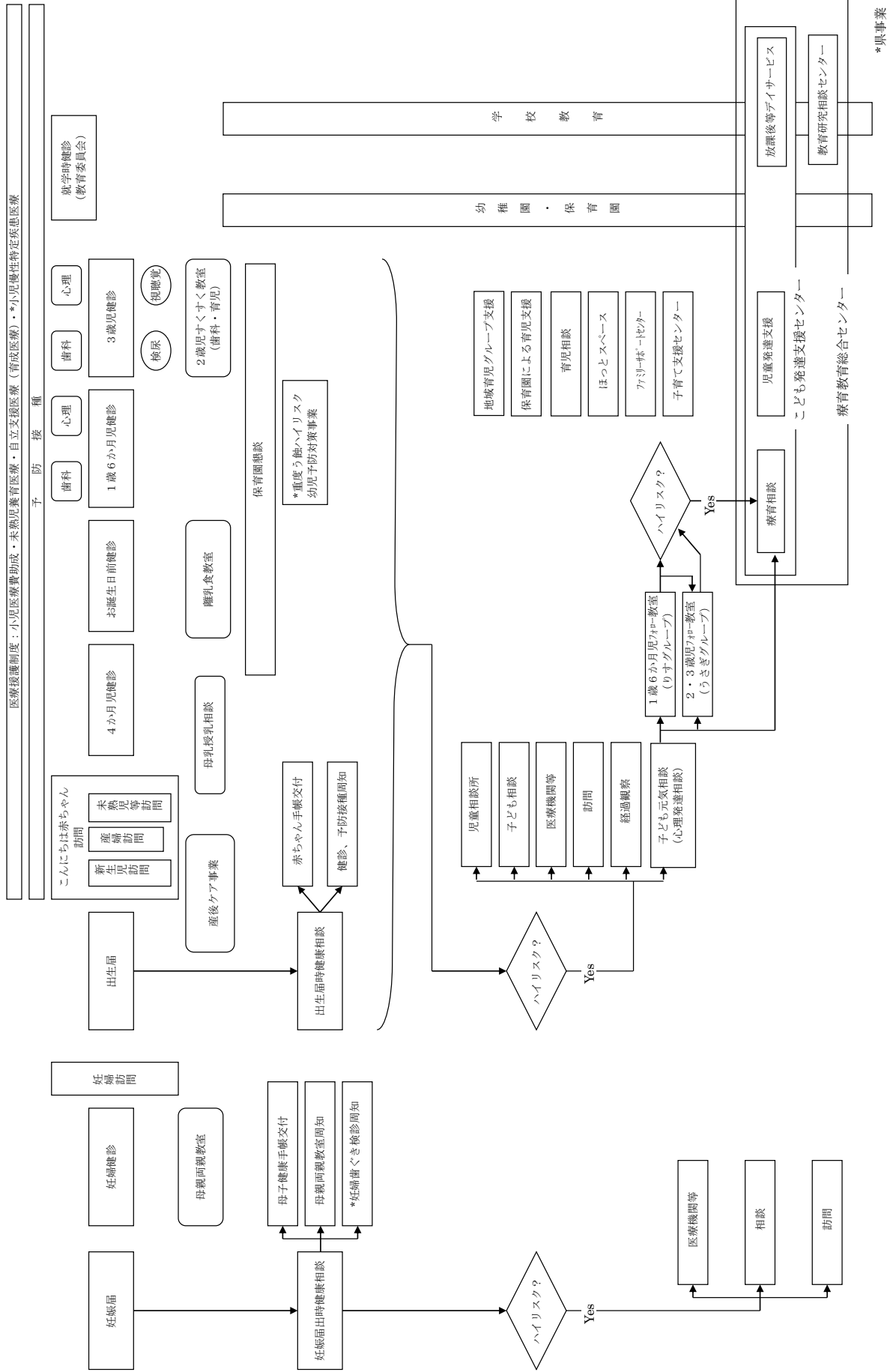
平成 12 年には、「児童虐待防止等に関する法律」が制定されるとともに、21 世紀の母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」が策定され、この指針に沿って、逗子市母子保健計画も改定してきました。

「健やか親子 21」は平成 27 年度から「健やか親子 21（第 2 次）」が始まっており、逗子市母子保健計画も平成 27 年度から新計画である「逗子市子ども・子育て支援事業計画」と統合されました。

「健やか親子 21（第 2 次）」で基盤課題として挙げられている「妊娠期からの切れ目のない保健対策」や、近年特に必要とされ、重点課題として挙げられている「妊娠期からの児童虐待防止対策」を推進するために、平成 30 年度から従来行ってきた母子保健活動を対外的に掲示する形として「逗子市子育て世代包括支援センター」を開設。平成 31 年度からは、産後の母親の心身ケアや育児不安を軽減させるための「産後ケア事業」を開始しました。

これまで取り組んできた母子保健活動を推進し、より社会のニーズに対応した母子保健事業に取り組んでいきます。

母子保健活動フローチャート

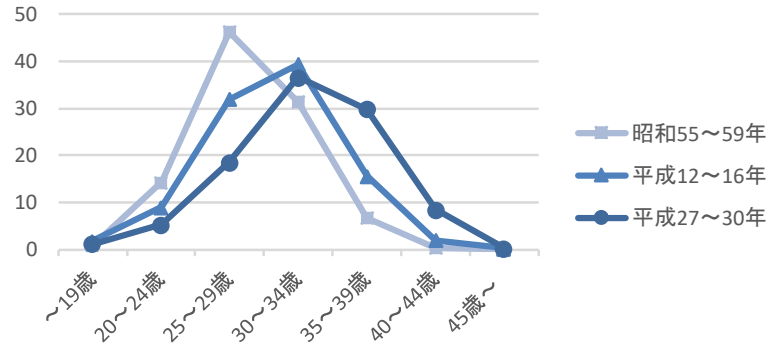


(1) 妊娠・出産状況

① 妊娠年齢（平成30年度）

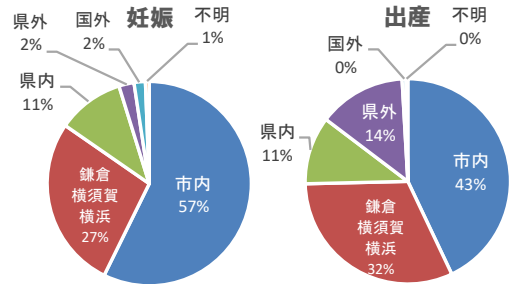
年齢(歳)	人数(人)	割合(%)
～19	4	1.0
20～24	16	3.9
25～29	87	21.0
30～34	129	31.1
35～39	146	35.2
40～44	28	6.7
45～	4	1.0
不明	0	0.0
未回答	1	0.2
計	415	100

妊娠年齢（過去の推移）



② 受診医療機関場所（平成30年度）

	妊娠		出産	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
市内	195	57.4	156	43.0
鎌倉 横須賀 横浜	93	27.4	115	31.7
県内 (その他)	36	10.6	39	10.7
県外	8	2.4	50	13.8
国外	6	1.8	2	0.6
不明	2	0.6	1	0.3
計	340	100.0	363	100.0



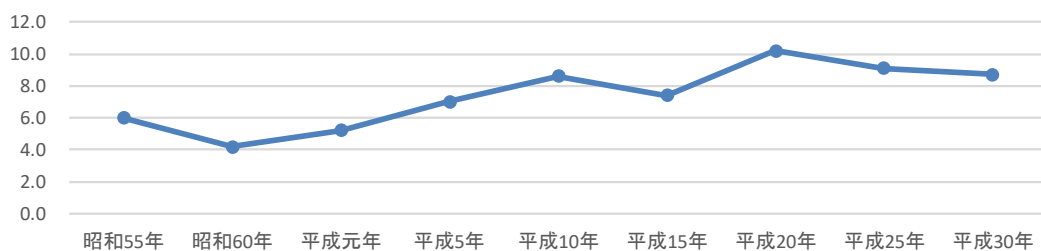
③ 多胎児数（率）

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
出生数	371	381	377	342	355
多胎児数	6	4	12	4	6
割合(%)	1.6	1.0	3.2	1.2	1.7

④ 低出生体重児数（率）

年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
出生数	371	381	377	342	355
低出生体重児数	31	44	34	31	31
割合(%)	8.4	11.5	9.0	9.1	8.7

低出生体重児の割合



(2) 妊娠届出時アンケート（平成30年妊娠届出時アンケート回答者340人）

① 返子在住期間

	半年未満	半年～3年未満	3～5年未満	5年以上	無回答
数(人)	36	119	62	122	1
割合(%)	10.6	35.0	18.2	35.9	0.3

② 近所付き合い

	ある	ない	両方回答	無回答
数(人)	221	117	1	1
割合(%)	65.0	34.4	0.3	0.3

③ 立ち仕事や階段昇降の有無

	ある	ない	無回答
数(人)	143	195	2
割合(%)	42.1	57.4	0.6

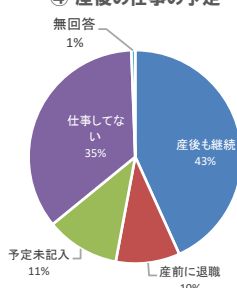
④ 現在仕事しているか、産後の予定について

	している	していない	無回答
数(人)	218	120	2
割合(%)	64.1	35.3	0.6

産後の仕事の予定について

	産後も継続	産前に退職	無回答
数(人)	147	33	38
割合(%)	67.4	15.1	17.4

④ 産後の仕事の予定



⑤ 妊娠に気付いた時の気持ち（複数回答可）

	嬉しかった	驚いた	困った	嬉しくなかった	無回答
数(人)	282	78	9	0	2
割合(%)	82.9	22.9	2.6	0.0	0.6

⑥ パートナーに妊娠を伝えた時の様子（複数回答可）

	喜んだ	驚いた	困った	喜んでなかった	無回答
数(人)	304	52	5	1	3
割合(%)	89.4	15.3	1.5	0.3	0.9

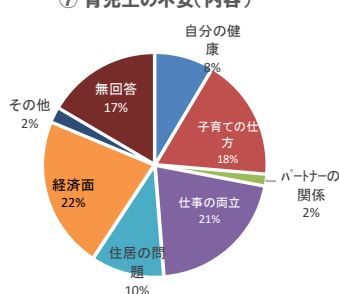
⑦ 子育て上の不安

	ある	ない	無回答
数(人)	250	86	4
割合(%)	73.5	25.3	1.2

不安の内容

	自分の健康	子育ての仕方	パートナーの関係	仕事の両立	住居の問題	経済面	その他	無回答
数(人)	47	98	9	114	58	121	12	91
割合(%)	18.8	39.2	3.6	45.6	23.2	48.4	4.8	36.4

⑦ 育児上の不安(内容)



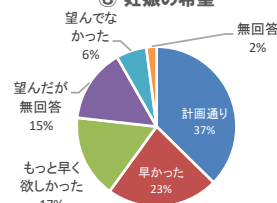
⑧ 今回の妊娠は望んでいたものか

	はい	いいえ	無回答
数(人)	312	21	7
割合(%)	91.8	6.2	2.1

「望んでいた」の内容

	計画通り	早かった	もっと早く欲しかった	無回答
数(人)	127	77	57	51
割合(%)	40.7	24.7	18.3	16.3

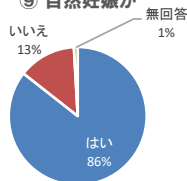
⑧ 妊娠の希望



⑨ 自然の妊娠か

	はい	いいえ	無回答
数(人)	291	46	3
割合(%)	85.6	13.5	0.9

⑨ 自然妊娠か



⑩ 家族計画について

	していた	していなかった	無回答
数(人)	285	52	3
割合(%)	83.8	15.3	0.9

⑪ 妊娠中の相談相手

	いる	いない	無回答
数(人)	337	0	3
割合(%)	99.1	0.0	0.9

「相談相手」の内容(複数回答)

	パートナー	実母	姉	兄弟	親戚	友人	近所の人	その他
数(人)	277	236	80	104	27	165	21	3
割合(%)	82.2	70.0	23.7	30.9	8.0	49.0	6.2	0.9

⑫ 産前産後の手伝いを誰に頼む予定か（複数回答可）

	パートナー	実母	姉	兄弟	親戚	家政婦	友人	近所の人	その他
数(人)	266	257	93	35	11	1	14	2	3
割合(%)	78.2	75.6	27.4	10.3	3.2	0.3	4.1	0.6	0.9

⑬ 幼少期から愛情を受けて育ったという実感

	ある	なんとなくある	あまりない	ない	分からない	無回答
数(人)	297	31	3	2	2	5
割合(%)	87.4	9.1	0.9	0.6	0.6	1.5

⑭ 家族内の要介護者の有無

	いる	いない	無回答
数(人)	29	309	2
割合(%)	8.5	90.9	0.6

⑮ 母乳で育てたいと思うか

	はい	いいえ	その他	無回答
数(人)	294	0	39	7
割合(%)	86.5	0.0	11.5	2.1

(3) 出生届出時アンケート（平成30年出生届出時アンケート回答者360人）

① 回答者（赤ちゃんから見て）

	母親	父親	祖母	祖父	その他	無回答
数(人)	94	248	8	1	0	9
割合(%)	26.1	68.9	2.2	0.3	0.0	2.5

② 母親の妊娠中の様子

	落ち着いていた	不安があった	両方回答	無回答
数(人)	273	78	1	8
割合(%)	75.8	21.7	0.3	2.2

「不安」の内容（複数回答可）

	身体的理由	精神的理由	経済的理由	その他	未記入
数(人)					
割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

③ 妊娠中の父親の協力について（複数回答可）

	協力的だった	協力的でなかった	両方回答	無回答
数(人)	285	39	24	12
割合(%)	79.2	10.8	6.7	3.3

「協力」の内容（複数回答可）

	精神面の支え	上の子の世話	買い物	洗濯	布団の上げ下ろし	帰宅時間配慮	その他
数(人)	157	125	190	139	64	94	11
割合(%)	55.1	43.9	66.7	48.8	22.5	33.0	3.9

協力できなかった理由

	仕事のため	出張が多かった	勤務時間が不規則	頼りに任せていた	その他
数(人)	40	5	18	6	3
割合(%)	102.6	12.8	46.2	15.4	7.7

④ 父親の準備について（複数回答可）

	両親教室参加	講演会等参加	ネットや本・友人から情報収集	その他	特になし
数(人)	105	6	163	13	130
割合(%)	29.2	1.4	45.3	3.1	31.2

参加した両親教室の実施機関

	市	医療機関	その他	無回答
数(人)	39	48	3	15
割合(%)	37.1	45.7	2.9	14.3

⑤ 出産前後に協力者がいたか（複数回答可）

	はい	いいえ	未記入
数(人)	339	12	9
割合(%)	94.2	3.3	2.5

協力者

	父	母方祖母	父方祖母	その他
数(人)	157	277	145	21
割合(%)	46.3	81.7	42.8	6.2

⑥ 入院するときの母親の状態（複数回答可）

	陣痛始まっていた	破水していた	計画的入院	その他	複数回答	無回答
数(人)	181	72	80	16	1	10
割合(%)	50.3	20.0	22.2	4.4	0.3	2.8

⑦ 入院の時付き添いがあったか（複数回答可）

	はい	いいえ	未記入
数(人)	326	26	8
割合(%)	90.6	7.2	2.2

付き添った者

	父	母方祖母	父方祖母	その他
数(人)	263	94	22	18
割合(%)	80.7	28.8	6.7	5.5

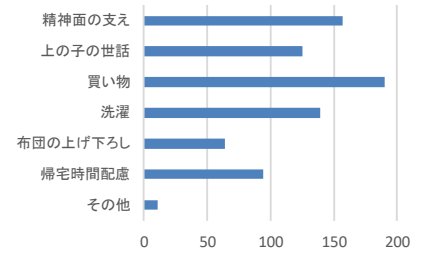
⑧ 出産の時父親はどこにいたか

	立ち会った	産院内にいた	家にいた	職場にいた	その他	無回答
数(人)	217	79	15	24	14	11
割合(%)	60.3	21.9	4.2	6.7	3.9	3.1

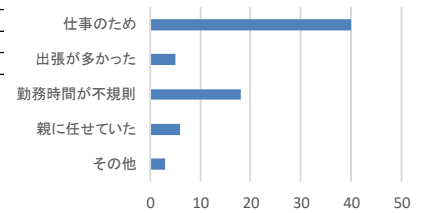
⑨ 出産はどこへ戻ったか

	自宅	里帰り	その他	無回答
数(人)	204	142	4	10
割合(%)	56.7	39.4	1.1	2.8

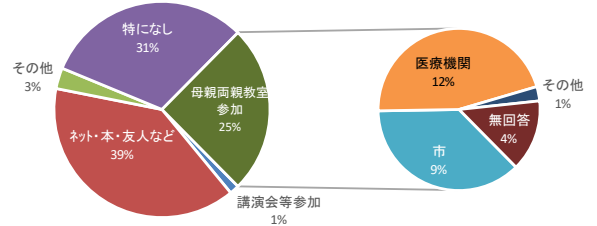
③ 父が協力したこと（内容）



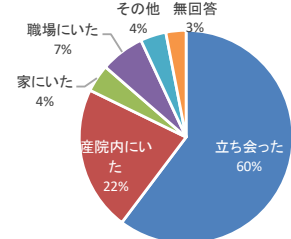
③ 父が協力できなかった理由（内容）



④ 父の準備について（参加した母親両親教室の内訳）



⑧ 出産時の父の状況



(4) ハイリスクおよび要フォロー者の基準

① ハイリスク妊婦基準

1. 血族結婚
2. 疾病：心臓病、腎臓病、糖尿病、感染症、喘息、精神疾患等
3. 異常出産歴：骨盤位、死産、巨大児、低出生体重児等
4. 高齢出産：35歳以上初妊婦、40歳以上経産婦
5. 若年出産：19歳以下
6. 多産婦：5回以上
7. 強度の肥満：肥満度 20%以上
8. 血液型不適合
9. 妊娠に影響する薬、放射線照射
10. 不妊治療、不妊が続いた後の妊娠
11. 多胎妊娠
12. 妊娠高血圧症候群
13. 習慣性流産の既往
14. 異常児出産歴：先天性心臓病、奇形等
15. 異常分娩歴：臍帯巻絡、帝王切開、胎勢胎向異常、遷延分娩、早産、過期産等
16. 性器腫瘍（治癒は除く）
17. 狭骨盤
18. 環境：孤独、未婚、貧困、望まない妊娠、日本に不慣れな外国人等

② 妊婦重点訪問

1. 疾病：心臓病、腎臓病、糖尿病、感染症、喘息、精神疾患等
2. 低出生体重児出産歴
3. 35歳以上の初妊婦、19歳以下の妊婦
4. 強度の肥満：肥満度20%以上
5. 妊娠高血圧症候群
6. 環境：孤独、未婚、貧困、望まない妊娠、日本の生活や言葉に不慣れな外国人等
7. 不妊治療による妊娠

③ 要フォロー者基準

要フォロー者とはハイリスク基準外で生後から各健診において継続してフォロー（確認）が必要と考えられる者

1. 母の条件
 - ① 若年出産（19歳以下）
 - ② 望まない妊娠
 - ③ 未婚（婚姻予定なし）
 - ④ 日本の生活や言葉に不慣れな外国人
 - ⑤ 日常生活に支障を来たすような疾患に罹患（精神疾患、難病等）
 - ⑥ 知的に低い、精神的に幼い、養育力の弱さ
 - ⑦ 継母
2. 児の状況
 - ⑧ 2500g以上の双子
3. 家族の状況
 - ⑨ 父の体調不良（日常生活に支障を来たす）
 - ⑩ 経済面の問題あり
 - ⑪ 兄、姉についてフォロー有り（知的や身体障害児）
 - ⑫ ひとり親
 - ⑬ 再婚（継父）
 - ⑭ 養子縁組
 - ⑮ 夫婦不和
 - ⑯ きょうだい事故死
4. 訪問、健診時にフォロー必要と判断されたケース
 - ⑰ 育児楽しいかの項目について「どちらかというと楽しくない」・「楽しくない」にチェックあり

④ 新生児ハイリスク基準

1. 障害児	8. チアノーゼ
2. 低出生体重児	9. 中枢神経の異常
3. 巨大児	10. 重症黄疸
4. 仮死分娩	11. 出血
5. 奇形	12. 貧血
6. 分娩障害	13. 感染
7. 呼吸障害	14. その他の疾患

⑤ 4か月児健診ハイリスク基準

1. 障害児
2. 低出生体重児
3. 巨大児
4. 奇形
5. 先天性心疾患
6. 運動発達の遅れ：首すわり、追視、無表情、筋緊張異常、体重5kg未満
7. その他：斜視、斜頸、開排制限、ヘルニア、陰嚢水腫、停留睾丸、外・内反足、その他の疾病

⑥ 1歳6か月児ハイリスク基準

1. 障害児
2. 低出生体重児
3. 奇形
4. 先天性心疾患
5. 運動発達の遅れ：未歩行、よく転ぶ
6. 精神発達の遅れ：視線を合わせない、周囲の人や物に関心を示さない、多動、異常におとなしい
7. 言語発達の遅れ：自発語がない・少ない、親の言うことを理解できない、絵本の指差しをしない
8. 発育の偏り
9. その他 斜視、難聴、けいれん、跛行、外・内反足、O脚、X脚、その他の疾病

※ 3歳児健診ハイリスク基準は1歳6か月児ハイリスク基準に準ずる。

⑦ 乳幼児虐待ハイリスク要因

<p>児に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多胎児・双生児 ・未熟児 ・先天障害 ・発育の遅れ ・発達の遅れ・発達障害 ・行動問題 ・病気にかかりやすい ・1か月以上の親子の分離 	<p>親に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・望まぬ妊娠 ・若年（10代）の妊娠 ・未婚の妊娠 ・知的障害 ・精神障害、産後うつ病 ・性格の問題 ・成育歴の問題（被虐待経験あり） ・未成熟（生活能力の低さ）
<p>家庭に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的困難 ・夫婦不和 ・家庭内暴力（DV） ・孤立家族 ・母子家庭 ・父子家庭 ・再婚・継子 	<p>養育に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査未受診 ・不適切な養育（一方的なしつけ、育児能力の問題）

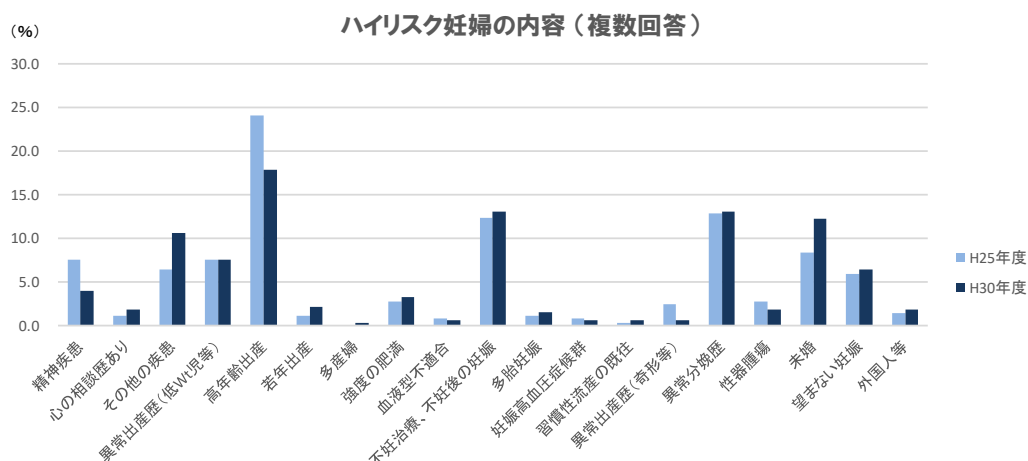
参考文献：

- 1) 松井一郎 谷村雅子：虐待予防地域システムの構築と母子保健，生活教育，7，7-12，2001.
- 2) 大阪府における子どもの虐待の実態とその援助，家族と健康，567号，2001.
- 3) 山田不二子作成、「児童虐待リスクファクター」、2004

(5) ハイリスク妊婦の内容

	内 容	平成25年		平成30年	
		(人)	(%)	(人)	(%)
1	血族結婚	0	0	0	0
2	疾病	54	15.1	54	16.4
	内 訳				
	精神疾患	27	7.6	13	4.0
	心の相談歴あり	4	1.1	6	1.8
	その他の疾患	23	6.4	35	10.6
3	異常出産歴(低出生体重児等)	27	7.6	25	7.6
4	高齢出産	86	24.1	59	17.9
	内 訳				
	35歳以上の初産婦	67	18.8	42	12.8
	40歳以上の経産婦	19	5.3	17	5.2
5	若年出産	4	1.1	7	2.1
6	多産婦	0	0	1	0.3
7	強度の肥満	10	2.8	11	3.3
8	血液型不適合	3	0.8	2	0.6
9	妊娠に影響する薬、放射線照射	0	0.0	0	0
10	不妊治療、不妊が続いた後の妊娠	44	12.3	43	13.1

	内 容	平成25年		平成30年	
		(人)	(%)	(人)	(%)
11	多胎妊娠	4	1.1	5	1.5
12	妊娠高血圧症候群	3	0.8	2	0.6
13	習慣性流産の既往	1	0.3	2	0.6
14	異常出産歴(先天性奇形等)	9	2.5	2	0.6
15	異常分娩歴	46	12.9	43	13.1
16	性器腫瘍	10	2.8	6	1.8
17	狭骨盤	0	0.0	0	0
18	環境	56	15.7	67	20.4
	内 訳				
	未婚	30	8.4	40	12.2
	望まない妊娠	21	5.9	21	6.4
	日本に不慣れな外国人等	5	1.4	6	1.8
	計	357	100	329	100



(6) ハイリスク児の内容

把握契機	内 訳	平成22年生まれ	平成27年生まれ
		延数(人)	延数(人)
出生届・出生連絡票	低出生体重児	45【3】	41【2】
	巨大児	3	5
	呼吸障害	3【1】	5
	その他の疾患	5	5
訪問	言語発達の遅れ		1
	その他の疾患		1
保護者からの相談	障害児	1	
	精神発達の遅れ	2	
	言語発達の遅れ	1	1
	その他の疾患	1	2
	転入	7	13【1】
転入	低出生体重児		2
	巨大児		2
	言語発達の遅れ	1	2
	その他の疾患	4	4
関係機関からの連絡	精神発達の遅れ	2	
	その他の疾患		2

把握契機	内 訳	平成22年生まれ	平成27年生まれ
		延数(人)	延数(人)
4か月児健診	開排制限	4【1】	
	その他の疾患	5	3
	体重5kg未満		1
お誕生日前健診	運動発達の遅れ	1	
	その他の疾患	2【1】	2
1歳半健診	未歩行	5	1
	精神発達の遅れ	2【1】	5【1】
	運動発達の遅れ		1【1】
	言語発達の遅れ	13	31
	その他の疾患		1
2歳児すくすく教室	精神発達の遅れ	4【1】	
	言語発達の遅れ	4	2
3歳児健診	精神発達の遅れ	2	1
	言語発達の遅れ	3	
	その他の疾患	5	2
その他	その他の疾患	1	5

※ 【 】内は、虐待及びその疑いのある者の再掲

(7) 要フォロー児の内容

把握契機	内訳	平成22年生まれ	平成27年生まれ	把握契機	内訳	平成22年生まれ	平成27年生まれ
		延数(人)	延数(人)			延数(人)	延数(人)
妊娠届	母若年	1	3[2]	保護者からの相談 転入	母に疾病(精神以外)	1	
	望まない妊娠	15[3]	20[1]		日本に不慣れな外国人	1	3
	日本に不慣れな外国人		1		母精神疾患・相談歴あり	1	2[1]
	母精神疾患・相談歴あり	8	19[2]		母に疾病(精神以外)	1	1
	母に疾病(精神以外)	5	4[1]		2500g以上の双子	1	
	養育力の弱さ		1[1]		ひとり親	3	3[2]
	父の体調不良	1			継母		1
妊婦訪問	ひとり親			養子縁組	3		
		3	3[1]	兄弟にフォロー有		1	
出生届	日本に不慣れな外国人	1		夫婦不和	1		
	母精神疾患・相談歴あり	2		養育力の弱さ		2[2]	
	2500g以上の双子	1	2				
	兄弟にフォロー有	1		アコーダー	ひとり親	3	
	母に疾病		1	養子縁組	1		
関係機関からの連絡	ひとり親	1		乳幼児健診	母精神疾患・相談歴あり	1	
	母精神疾患・相談歴あり	3[1]	2	母に疾病(精神以外)	1[1]	1	
	母に疾病(精神以外)			夫婦不和	1		
	養育力の弱さ		1[1]	育児が楽しくない	2[1]		
	ひとり親	1		その他	母に疾病(精神以外)	1[1]	
					夫婦不和		

(8) 訪問等実施状況

①妊婦訪問

	対象数/母数	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
		訪問数	率	訪問数	率	訪問数	率	訪問数	率	訪問数	率
初妊婦訪問率	訪問数	125	69.1	129	84.3	119	72.1	112	77.2	116	87.9
	初妊婦数	181		153		165		145		132	
若年妊婦のフォロー率	フォロー数	4	66.7	1	100	1	100	2	100	2	100
	若年妊婦	6		1		1		2		2	
高齢初妊婦のフォロー率	フォロー数	30	75	38	80.9	33	78.6	27	77.1	29	78.4
	高齢初妊婦	40		47		42		35		37	
精神科既往妊婦のフォロー率	フォロー数	11	91.7	10	66.7	14	93.3	12	60.0	7	58.3
	精神科既往妊婦	12		15		15		20		12	

②新生児・乳児訪問

	対象数/母数	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
		訪問数	率	訪問数	率	訪問数	率	訪問数	率	訪問数	率
新生児・乳児訪問指導率	訪問数	364	98.1	373	97.9	376	97.4	346	99.7	352	98.3
	新生児・乳児数	371		381		386		374		358	
低出生体重児の訪問指導率	訪問数	31	100.0	33	94.3	34	100	31	96.9	32	97.0
	低出生体重児	31		35		34		32		33	
多胎児の訪問指導率	訪問数	6	100	4	100	12	100	4	100	6	100.0
	多胎児数	6		4		12		4		6	
シングルマザーの新生児訪問率	訪問数	0	0	1	100	1	100	1	100	0	0.0
	シングル母出産数	0		1		1		1		0	
若年の母の新生児訪問率	訪問数	4	80	0	0	1	100	2	100	2	100.0
	若年母の数	5		0		1		2		2	

(9) 乳幼児健康診査受診状況

① 乳幼児健康診査実施状況

4か月児健康診査

年度	対象数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
S55	649	546	84.1
S60	503	467	92.8
H1	419	395	94.3
H5	424	390	92.0
H10	455	432	94.9
H15	437	415	95.0
H20	382	368	96.3
H25	390	384	98.5
H30	355	349	98.3

お誕生日前健康診査

年度	対象数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
S55	712	519	72.9
S60	535	384	71.8
H1	451	337	74.7
H5	433	296	68.4
H10	467	358	76.7
H15	453	415	91.6
H20	397	390	98.2
H25	388	384	99.0
H30	338	337	99.7

1歳6か月児健康診査

年度	対象数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
S55	614	521	84.9
S60	517	460	89.0
H1	458	402	87.8
H5	372	349	93.8
H10	422	343	81.3
H15	458	385	84.1
H20	429	411	95.8
H25	423	401	94.8
H30	390	378	96.9

1歳6か月児歯科健康診査

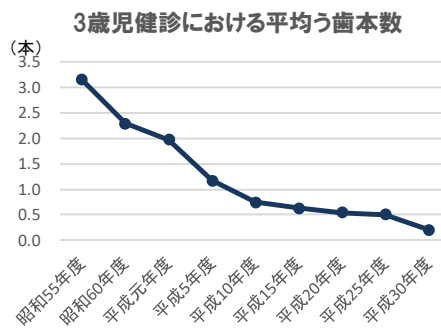
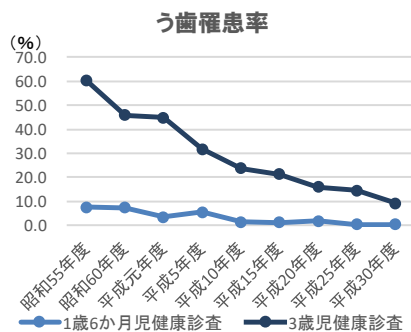
年度	受診数 (人)	う歯罹患 数(人)	う歯罹患率 (%)
S55	299	23	7.7
S60	231	17	7.4
H1	276	10	3.6
H5	220	12	5.5
H10	343	5	1.5
H15	386	5	1.3
H20	411	8	1.9
H25	401	2	0.5
H30	378	2	0.5

3歳児健康診査

年度	対象数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
S55	759	532	70.1
S60	547	417	76.2
H1	469	359	76.5
H5	387	331	85.5
H10	424	378	89.2
H15	478	429	89.7
H20	414	380	91.8
H25	417	401	96.2
H30	445	444	99.8

3歳児歯科健康診査

年度	受診数 (人)	う歯罹患 数(人)	う歯罹患率 (%)	平均う歯 数(本)
S55	530	320	60.4	3.2
S60	417	192	46.0	2.3
H1	355	159	44.8	2.0
H5	327	104	31.8	1.2
H10	375	89	23.7	0.7
H15	429	92	21.4	0.6
H20	380	61	16.1	0.5
H25	401	60	15.0	0.5
H30	443	41	9.3	2.7



② 育児に対する気持ちについて

平成30年度の4か月児健康診査から3歳児健康診査の間診票において、「育児は楽しいですか」の集計結果

	4か月児	お誕生日前健康診査	1歳6か月児	3歳児
楽しい	251人 (71.9%)	223人 (66.2%)	238人 (63.0%)	209人 (47.1%)
まあ楽しい	96人 (27.5%)	105人 (31.2%)	139人 (36.8%)	220人 (49.5%)
どちらかという と楽しくない	2人 (0.6%)	4人 (1.2%)	1人 (0.3%)	10人 (2.3%)
楽しくない	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
未記入・その他 (「ふつう」)	0人 (0.0%)	5人 (1.5%)	0人 (0.0%)	5人 (1.1%)
合計	349人 (100.0%)	337人 (100.0%)	378人 (100.0%)	444人 (100.0%)

③ 育児への不安について

4か月児健康診査の間診票において、「赤ちゃんについて非常に不安を感じる」と答えた者の割合

	H15年度	H20年度	H25年度	H30年度
受診者数	415人	368人	384人	349人
非常に不安を感じる者の数	26人	26人	20人	26人
非常に不安を感じる者の割合	6.3%	7.1%	5.2%	7.4%

(10) 育児教室（離乳食教室・2歳児すくすく教室）実施状況

① 母親両親教室（平日4日コース年4回、土曜日年3回）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
初妊婦参加数(人)	131	115	108	82	85
初妊婦参加数率(%)	67.0	75.2	65.5	56.6	64.4
父親参加数率(%)	38.1	42.5	41.2	39.3	37.2

② 離乳食教室

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
開催回数(回)	6	6	12	12	12
参加者数(人)	130	168	157	180	123
1回平均参加人数(人)	21.7	28.0	13.1	15.0	10.3

③ 2歳児すくすく教室（隔月）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
対象者数(人)	394	399	420	408	394
参加者数(人)	284	251	285	236	234
参加率(%)	72.1	62.9	67.9	57.8	59.4

(11) 子ども元気相談（心理発達相談）実施状況

① 相談経緯

(人)

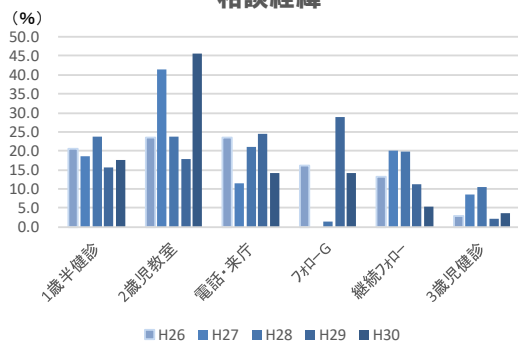
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
来所人数	68	70	76	45	57
1歳半健診から	14	13	18	7	10
2歳児すくすく教室から	16	29	18	8	26
電話・来庁相談から	16	8	16	11	8
フォローグループから	11	0	1	13	8
継続フォローから	9	14	15	5	3
3歳児健診から	2	6	8	1	2

② 相談結果

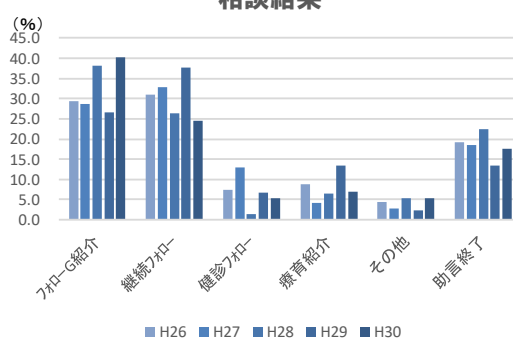
(人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
来所人数	68	70	76	45	57
フォローグループ紹介	20	20	29	12	23
継続フォロー(グループ利用者含む)	21	23	20	17	14
健診時フォロー	5	9	1	3	3
療育紹介	6	3	5	6	4
その他(訪問フォローなど)	3	2	4	1	3
助言終了	13	13	17	6	10

相談経緯



相談結果



(12) フォローグループ（りす・うさぎグループ）実施状況

① りすグループ

(人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
開催回数	24	24	24	24	24
対象者数	28	21	34	25	28
1回平均人数	5.3	6.1	7.6	7.2	9.0
療育紹介した人数	7	2	4	7	5

② うさぎグループ

(人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
開催回数	23	23	23	23	23
対象者数	15	16	26	20	16
1回平均人数	5.5	5.4	8.0	5.7	5.1
療育紹介した人数	1	2	4	8	2

資料2 計画策定の経緯

逗子市子ども・子育て会議

区分	開催日	主な審議内容
平成30年度 第5回	平成31年2月19日	(1) 放課後児童クラブの利用選考基準について (2) 保育所の利用選考基準について (3) 小規模保育事業の認可について (4) 子ども・子育て支援事業計画改訂に伴うニーズ調査の集計速報等について (5) その他
令和元年度 第1回	令和元年6月6日	(1) 令和元年度の事業概要について (2) 平成30年度子ども・子育て支援事業計画進捗状況について (3) 平成30年度総合計画に係る事業の意見聴取について (4) 放課後児童クラブ選考基準について (5) 放課後児童クラブ保育料見直しについて (6) 保育所等入所調整基準の見直しについて (7) 子ども・子育て支援事業計画の改定について (8) その他
第2回	令和元年7月31日	(1) 子ども・子育て支援事業計画について (2) 放課後児童クラブ選考基準について (3) 放課後児童クラブ保育料見直しについて (4) 保育所等入所調整基準の見直しについて (5) 幼児教育・保育の無償化について (6) 保育所条例の一部改正について (7) その他
第3回	令和元年9月26日	(1) 放課後児童クラブ事業の待機児童対策の実施について (2) 保育所入所調整基準の見直しについて (3) 子ども・子育て支援事業計画について (4) その他
第4回	令和元年11月18日	(1) 子ども・子育て支援事業計画について (2) その他
第5回	令和2年2月5日	(1) 子ども・子育て支援事業計画について ・平成30年度母子保健に関する実績報告と評価 ・第2期子ども・子育て支援事業計画パブリックコメントの結果報告 (2) 市内幼稚園の給付施設への移行について (3) 補助型放課後児童クラブの事業者決定とその後の進捗 (4) その他
第6回	令和2年3月26日	(1) 子ども・子育て支援事業計画について (2) その他

資料3 逗子市子ども・子育て会議委員名簿

令和2年3月31日現在

区分	氏名	選出団体等	備考
公募による市民	くまべりさ 隈部りさ	公募市民委員	
公募による市民	まえじまあさこ 前島麻子	公募市民委員	
公募による市民	いしいまり 石井真里	公募市民委員	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	つのだすすむ 角田進	逗子市青少年指導員連絡協議会	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	お小げみふみえ 小関富美江	逗子市放課後児童クラブ保護者会連絡会	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	なかじまあき 中島亜紀	逗子市手をつなぐ育成会	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	いいのゆき 飯野幸	逗子市民生委員・児童委員連絡協議会	
子ども・子育て支援に関する 団体から推薦を受けた者	やまぎきなつこ 山崎夏子	逗子市育児サークル連絡協議会	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	もりそういち 森 荘 一	逗葉私立幼稚園協会 (聖マリア幼稚園園長)	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	よこちみどり 横地みどり	逗子市保育施設連絡協議会 (双葉保育園園長)	○
子ども・子育て支援に関し学 識経験のある者	ほうかわまさこ 賢川雅子	鎌倉女子大学 短期大学部	◎
関係行政機関の職員	のさかまさみち 野坂正 径	神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所所長	
関係行政機関の職員	さるたまきみこ 猿田貴美子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所保健福祉部 保健福祉課長	
関係行政機関の職員	すぎやまひでのぶ 枚山英 延	逗子市教育委員会教育部学校教育課長	

◎：会長、○：職務代行者

資料4 逗子市子ども・子育て会議条例（平成25年4月1日施行）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条の規定により、逗子市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 逗子市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

（組織等）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
 - (2) 子どもの保護者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
 - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他市長が特に必要があると認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課かいにおいて処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 審議会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

資料5 子ども・子育て支援法（抄）（平成24年8月20日法律第65号）

（第一条～三条、六十条～六十一条、七十七条のみ抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子

育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 子ども・子育て会議等

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

資料7 次世代育成支援対策推進法（抄）（平成15年7月16日法律第120号）

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

資料8 用語集（あいうえお順）

【あ行】

内容は、令和2年3月のものです

用語	内容
育児休業制度	育児を目的として休業できる制度。育児休業中は、雇用保険から育児休業給付金が支給されます。
一時預かり	保護者の病気や冠婚葬祭、育児疲れのリフレッシュなど、日頃保育所を利用していなくても、一時的に利用できる制度です。市内では私立保育園4園で実施しています。
親子遊びの場	小坪・沼間・池子の3箇所にあります。乳幼児とその親が気軽に地域の他の親らと交流することができる自由で開放的な場所です。貸しスペースとして地域の子育てサークルの活動の場としても利用が可能です。子育てアドバイザーの巡回相談も週1回行っています。
親子教室 (通園事業)	発達に心配があると思われる就学前の児童に、保育士などが遊びや課題を通して発達を促しています。親子で通園し、ご両親の相談も受けています。

【か行】

家庭的保育事業	0～2歳児までのお子さんを対象とし、自宅等にて5人以下の少人数の保育を行います。市の認可事業で、市内に1か所（あにえるち保育室）あります。
企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する国庫補助による認可外保育施設です。従業員以外の児童を預かる「地域枠」もあります。市内に2園（YBS逗子、ココカラデザイン保育園山本メディカルひでまり園）あります。
教育研究相談センター	教育に有用な調査・研究、教員の指導力向上のための研修会などの取り組み及び教育相談などを行い、本市の教育の振興を図ります。不登校児童生徒の学習の場として適応指導教室「なぎさ」を開室しています。また、支援教育推進巡回指導員、巡回スクールカウンセラーを市内小中学校に派遣し、支援教育に関する学校のサポートを行っています。また、市内児童・生徒及びその保護者・教員を対象とし、教育に関する悩み・不安・ストレス等さまざまな要因からくる相談を受けることにより、相談者の心的負担の軽減を図り問題解決の支援を行います。
教育・保育施設	学校教育法第1条に規定する「幼稚園」、児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」及び認定こども園法第2条第6項規定する「認定こども園」をいいます。 (法第7条)
居宅訪問型保育	ベビーシッターのように、保育者が保育を必要とする子どもの自宅で保育を行います。本市では実施していません。

合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数となります。
子育て支援センター (地域子育て支援拠点)	子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、身近で気軽に利用できる支援拠点。自由に過ごせる子育てひろばの他、保健師相談や赤ちゃん相談を行っています。トイトレニングやパパ向け講座などのミニ講演会も。子育てアドバイザーが常駐し、小さいお子さんを遊ばせながら育児相談ができます。小坪・沼間親子遊びの場で巡回相談も実施しています。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。
子育てネットワーク会議	平成27年度から、子育てに関するテーマごとにワークショップ形式でメンバーを固定せず多くの子育てに関心ある方に参加していただき自由に意見交換しています。
子育てポータルサイト 「えがお」	逗子市が管理・運営する子育てに関する情報を一元的に提供するための、専用ホームページです。各種子育て支援サービスの情報はもとより、市民レポーター(子育てママ)による「えがおレポート」も掲載しています。
子ども・子育て関連3法	平成24年8月に成立した次の3法のことです。 ①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正法) ③「子ども・子育て支援法及び認定こども園法及び認定こども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(一部改正等関係法律の整備法)
子ども相談室	子ども本人や保護者等からの心配事や悩み事などの相談を受け付けています。逗子市役所庁舎内に、設置しています。 月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話 046-871-8801(直通)
こども発達支援センター (ひなた)	18歳までの障がいや発達に心配のあるお子さんが将来にわたって、その持てる力を十分に発揮して暮らせるよう、相談や個別支援・勉強会などを通して切れ目なくサポートします。
こども発達支援センター (くろーばー)	発達に心配やつまづきのあるお子さんの療育活動を行っています。児童発達支援事業や放課後等デイサービスのグループ療育などとおして、一貫した支援をご家族や療育相談ひなたと協働しながら行います。※児童福祉法に基づく法定サービスになりますので、利用するにあたり所定の手続きが必要となります。

【さ行】

産後ケア事業	産後4か月までのお母さんと赤ちゃんが、助産師等による専門的なケアを受け、自宅で安心して過ごせるようにサポートする事業です。
事業所内保育施設	企業や病院などが従業員の為に設置した保育施設。原則として従業員のみが利用することになっています。

施設型給付	新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払います。(保育所を除く。)令和元年10月から3歳以上は無償化されました。
児童相談所	児童福祉法に基づき、原則18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じる機関です。子育ての悩み・虐待に関する相談・言葉や発達の遅れに関する相談・生活やしつけの相談・非行の相談・不登校の相談・里親に関する相談等本人、家族、学校の先生、地域の方々等からの相談に専門スタッフが応じる行政機関です。逗子市は、鎌倉三浦地域児童相談所の管轄です。
児童養護施設	児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つ。保護者がいない、虐待されているなど家庭養育が困難な子どもを入所させて養育する施設。近隣に、鎌倉児童ホーム(鎌倉市)、春光学園(横須賀市)、幸保愛児園(葉山町)、などがあります。
就業率	人口に占める就業者の割合。
小規模保育施設	0～2歳児までのお子さんを対象とした、定員6人～19人の認可保育施設。市内に3施設(ごかんのいえ、逗子しらかば乳児保育園、第2あにえるち保育園)があります。
ショートステイ	逗子市では子どもを預かるショートステイ事業は行っていません。(障がい程度区分1以上の障がい者向けのみ実施)。保護者の入院や育児疲れ等により一時的に養育困難となったお子さんを乳児院・児童養護施設で短期間お預かりする事業で、近隣では横須賀市・鎌倉市が行っています。
初婚年齢	初めて結婚した年齢。
健やか親子21	「健やか親子21」は、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画として、「健康日本21」の一翼を担うものです。平成27年4月から10年計画で開始した「健やか親子21(第2次)」では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指しています。
ずし子育てわくわくメール(メルマガ)	子育てに関するイベントや講座、子どもの健診などお知らせをメールで配信します。対象となる情報に応じて0～2歳、3～5歳、6～11歳、12歳～15歳児、16歳～18歳、の5区分があります。
青少年指導員	逗子市青少年指導員は、神奈川県と逗子市の委嘱を受けて、子どもたちの創造的、自発的活動の推進と支援、青少年のための地域環境づくりなどのお手伝いをしています。

【た行】

体験学習施設スマイル	児童館的機能を持ち児童青少年の健全育成を目的とした施設です。多目的室やスポーツルーム、カフェ等を設置しています。スマイル講座やスマイルまつりなど各種イベントも開催します。
------------	---

短時間勤務制度	3歳未満の子を養育する従業員が対象。申し出により、短時間勤務（1日6時間勤務）ができる制度です。平成24年7月1日法改正により従業員数100人以下の事業所も適用となっています。
地域型保育給付	新制度における小規模な保育施設に対する財政措置。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支給します。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。逗子市では、子育て支援センターと池子ほっとスペースが地域子育て支援拠点となっています。
トワイライトステイ	逗子市では実施していません。 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供を行う事業です。

【な行】

2歳児すくすく教室	内容：お話（生活・歯・食事について）、育児相談、歯科相談、栄養相談、計測などです。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんには赤ちゃん訪問事業）	お母さんと赤ちゃんが心身ともに健康に生活できるよう、生後4カ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭へ助産師・保健師が訪問を行います。
認可外保育施設	国・自治体の設置認可を受けてない保育施設の総称。市内に2園（ごかんのもり、うみのこ）があります。
認可保育所 （公立・私立）	保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さん（生後8週～小学校入学前まで）の保育が必要な場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。市内に公立2園（湘南保育園、小坪保育園）、私立5園（双葉保育園、沼間愛児園、桜山保育園、湘南アイルド逗子保育園、逗子なないろ保育園）があります。
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。逗子市内には幼稚園型認定こども園の逗子幼稚園があります。

【は行】

母親両親教室	妊娠や出産、育児の不安をなくし、健康で元気な赤ちゃんを生み育てることを目的として、母親両親教室を行います。妊婦体操やお風呂の入れ方など基礎知識を学びます。土曜開催コースも実施しています。
病児・病後児保育施設	逗子市内には、現在のところ、病児・病後児保育施設はありません。近隣では、鎌倉市、横須賀市などで実施しています。発熱時など病気のときに、病院や保育施設に付設された専用スペースで看護師などが一時的に保育する事業です。

ファミリーサポートセンター	子育て支援センターに併設されています。会員制で、子どもの保育所等への送迎や一時預かりなどの互助援助活動。病児・病後児預かりも行います。支援会員・依頼会員・両方会員があります。小学6年生まで利用可能です。
ふれあいスクール (放課後子ども教室)	市立小学校の施設を活用し、パートナーと呼ぶ職員等を配置して、放課後の子どもの遊びの場を開設している事業です。子どもたちの豊かな人間性の育成を目的としています。
放課後児童クラブ (学童保育)	保護者が仕事などで放課後家庭にいないお子さんの遊びや生活の場を提供する施設です。市内の小学校区毎に1箇所ずつ設置し5箇所あります。
ほっとスペース	乳幼児とその親が自由に利用でき、くつろげる交流の場であり遊びの場です。市内に5か所(逗子・小坪・久木・沼間・池子)あります。親子体操や手遊び、お誕生日会などを行っています。

【ま行】

未婚率	未婚者が総数に占める割合。
M字型就業構造	就業率を年齢階級別にみると、女性は20歳代と45～49歳を頂点とし、出産・育児期にくぼみ、35～39歳を谷とする構造となっています。これを、折れ線グラフで表すとM字型になっていることから、M字型就業構造と呼んでいます。日本女性の就業構造の特徴といわれています。
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されている委員です。社会奉仕の精神をもって、相談・援助を行い地域住民を支援しています。守秘義務があり、困りごとがあれば気軽に相談することができます。福祉の制度など、さまざまな支援サービスをご紹介します。

【や行】

幼稚園	満3歳になった次の4月～小学校入学前までの幼児を対象に、学校として幼児教育を行っています。(一部の園で、満3歳になった時点で随時受入) 市内には私学助成の4園があり、すべて私立幼稚園(かぐのみ幼稚園、第二逗子幼稚園、聖和学院幼稚園、聖マリア幼稚園)。 ※逗子幼稚園は幼稚園型認定こども園、聖マリア幼稚園は令和2年度から新制度の幼稚園に移行。
幼稚園の預かり保育	幼稚園の正規の教育時間(1日4時間が標準)の前後や夏休み期間中などに、在園児を預かり保育。市内では4園が実施しています。

【ら行】

リーディング事業	総合計画の計画期間に取り組むべき事業のうち、最も重要なもの
離乳食教室	離乳食開始時期の乳児を対象に、おんぶ体験、離乳食に関するお話、試食、質疑応答を行っています。(予約制)。対象月以外でも受講可能です。

療育	障がいのある子どもや心身の発達に心配がある子どもを対象に、人とかかわる力や考える力、社会に適応する力、生活能力の向上に向けて集団や個別、その他必要な支援を行うもの。
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。逗子市では保育課に専任の職員を配置しています。
レスパイト	レスパイトは、息抜きの意。「レスパイトサービス」は、お子さんを一時的に預かって家族の負担を軽減する援助サービス。